

女性消防吏員の活躍促進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 女性消防吏員の活躍促進の検討を行い、男女共同参画の推進を図るため、消防局に女性消防吏員の活躍促進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 女性消防吏員の活躍促進に関すること
- (2) その他、消防局長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第4条 委員長は、委員会の所掌事務に関し、専門的な事項を検討させるために部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、委員長が指名する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画部人事課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則（平成26年7月23日消防長訓（人）第18号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日消防長訓第8号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

委員長	企画部長
委 員	総務部総務課長
委 員	企画部企画課長
委 員	企画部人事課長
委 員	企画部高度専門教育訓練センター所長
委 員	予防部予防課長
委 員	警防部警防課長
委 員	警防部司令課長
委 員	救急部救急課長
委 員	中央消防署長